

京都市教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年3月11日

京都市教育委員会

教育長 在田正秀

京都市教育委員会規則第5号

京都市教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

京都市教職員の給与に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第12を次のように改める。

別表第12（第46条及び第49条関係）

適用を受ける給料表	属する職務の級	区分	支給額
教職員条例別表第1の給料表	2級	4種	31,000
		4種	43,600
	3級	3種	52,300
		3種	56,400
		2種	65,800
		1種	75,200
教職員条例別表第2の給料表	2級	4種	33,000
	特2級	4種	34,000
	3級	4種	46,400
		3種	55,600
	4級	3種	59,500
		2種	69,400
		1種	79,400
教職員条例別表第3の給料表	5級	4種	41,800

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市教職員の給与に関する規則の規定は、令和3年4月分

の管理職手当から適用し、同年3月分までの管理職手当については、なお従前の例による。

(教育委員会事務局総務部教職員人事課)